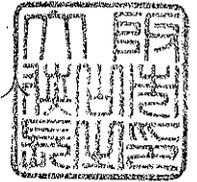




大 狭 市 相 第 49 号
令和3年(2021年)2月12日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
連合大阪河内地域協議会
議長 鳥井一雄様

大阪狭山市長 古川 照



2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

標記の要請について、下記のとおり回答します。

[(★) は重点項目]

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

回答【福祉グループ】

本市では、各種障がい福祉サービスの活用及び包括的な相談支援体制による属性を問わない相談の受付により、就職氷河期世代への支援策のうち社会参加に向けた支援を実施しております。

回答【農政商工グループ】

国や大阪府の氷河期世代活躍支援施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や関係機関と連携し、情報の収集・発信に努めます。

<継続>

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

回答【農政商工グループ】

地域就労支援事業について、本市の事業実績・効果の検証と他市の好事例等の調査・研

究を行うとともに、近隣自治体や大阪府、大阪労働局等と連携し、就職困難者等に対する支援施策・事業の充実を図ります。また、南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、求人求職フェア等を実施しているほか、「地域若者サポートステーション事業」を活用し、市役所内で相談事業を実施しております。

さらに、南河内地域労働ネットワークの加盟や支援団体等の協力により、支援体制の強化や新たなサービスとして、ハローワークインターネットサービス利用のための端末設置に向けての環境整備に努めます。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇をより一層促進すること。

回答【人事グループ】

本年6月1日現在における本市の障がい者雇用率は、法定雇用率2.5%に対し2.95%と法定雇用率を上回っている状況です。

今後も、障がい者雇用率を充足できるよう、採用試験を計画的に実施するとともに、障がいをもつ職員が能力を発揮して活躍でき、継続して働き続けることができるよう、その特性に応じた合理的配慮や相談体制の充実などに努めてまいります。

回答【福祉グループ】

本市では、障がい者の経済的自立に向けた就労環境の推進は重要なことと位置づけ、計画相談支援の活用を積極的に推進し、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援等の福祉サービスの効果的な活用につなげています。また、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を2カ所設置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携しながら雇用を促進するなど、障がい者の就業の支援に努めています。

回答【農政商工グループ】

障がい者雇用に関する法改正等の情報収集につとめ、大阪府や市商工会などと連携し、市内の中小企業等への障がい者雇用の実施の啓発や情報提供に努めます。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

市では平成30年度に「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版」を策定し、その一部を「大阪狭山市女性活躍推進計画」に位置付けています。毎年、本プランに基づき、進捗状況を全庁的に照会し、その結果を「大阪狭山市男女共同参画推進状況報告書」に取りまとめて市ホームページ等で公開しています。今後の課題等についても本報告書に盛り込み、公開していけるよう検討します。

また、新たなプランを策定する際には、引き続き「ジェンダー平等」の実現に向け、固定的役割分担意識解消に向けた具体的施策を追加するよう検討します。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

市では平成30年度に「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版」を策定し、その一部を「大阪狭山市女性活躍推進計画」に位置付けています。同計画を踏まえ、大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）の事業において、市農政商工グループと共催でキャリアカウンセリングを開催するなど、関連事業を展開しております。

また、市内事業者で構成される市企業人権協議会や市商工会とも連携し、研修会や啓発講演会等において、「女性活躍推進法」の周知・啓発に努めてまいります。

回答【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、大阪府総合労働事務所とともに労働に関する法制度を周知するセミナーを実施しています。今後も大阪府や市商工会などと連携し、情報収集し、中小企業への周知に努めます。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

回答【人事グループ】

非常勤職員の雇用のあり方について、制度的な均衡を図る観点から地方公務員法が改正され、「会計年度任用職員制度」が始まることに伴い、関係者へ制度周知をした上で、今年度から制度運用を開始したところです。

パワーハラスメント防止対策としては、あらゆるハラスメントに対応する制度を策定し、全職員に通知するとともに、令和2年7月から8月にかけて管理職を対象に研修を実施しました。また、非管理職員に対しても、年度末までに研修を実施する予定としております。

回答【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、大阪府総合労働事務所とともに労働に関する法制度を周知するセミナーを実施しています。今後も大阪府や市商工会などと連携し、情報収集し、中小企業への周知に努めます。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

大阪狭山市人権協会と共催で外国人の人権に関するワークショップや啓発イベントを開催するとともに、人権いろいろ相談において市内で活動する日本語読み書き教室と連携しながら、外国人労働者やその家族に対する相談対応を行っています。多言語による情報発信媒体を作成するなど、外国にルーツを持つ人々が生活しやすい環境整備に取り組んでまいります。

回答【農政商工グループ】

外国人労働者が安心して働くための必要な施策や実施方法について、大阪府や近隣自治体等の好事例について、調査・研究を行ってまいります。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

回答【農政商工グループ】

地方創生交付金事業を活用する事業は実施していませんが、今後、外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に関する調査・研究を行い、情報提供に努めます。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

回答【農政商工グループ】

技能取得の支援策として、各都道府県が実施する国家検定である技能検定の受検費用を、市内の中小企業者及び小規模企業者が、事業者負担で従業員を受検させ合格した場合、受検手数料の半額を交付する、大阪狭山市技能検定受検手数料補助金制度を設けております。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」(2018～2023年)が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

回答【健康推進グループ】

本市では、令和2年3月に策定した健康大阪さやま21(第2次後期計画)において、「健康チェック」を重点的に取り組む分野として位置づけ、がんについての情報提供やがん検診の受診勧奨、要精密検査となった人への受診勧奨など、がんの早期発見・早期治療をめざした取組みを進めています。第3期大阪府がん対策推進計画にあわせ、がん検診の受診率の目標値を定め、目標達成に向け、取組状況の進捗管理や課題の整理、取組み内容の見直しを定期的に行ってまいります。

回答【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局、市商工会などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、トライアングル型サポート体制や働き方改革実行計画について、広報誌やホームページを活用し情報提供、啓発を行います。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

回答【農政商工グループ】

国や大阪府の中小企業施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や市商工会との連携を強化し、経営相談や経営指導、商工業者の育成など、中小企業に対する経営支援策の充実を図ります。また、大阪府や関係機関と連携し、情報の収集・発信に努めます。

<継続>

② 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやす

く情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

回答【農政商工グループ】

中小企業への支援策として、大阪府制度融資を利用している事業者に対し、利子補給金及び信用保証料の補給制度の実施や、中小企業庁によるセーフティネット保証制度や日本政策金融公庫の融資制度の案内を行っており、今後も起業・創業する者に有効な融資等の啓発を商工会等と連携し、適切に行います。

<継続>

③非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

回答【農政商工グループ】

事業継続計画（BCP）の策定・運用について、市商工会や関係機関と連携しながら、広報誌等を通じ、中小企業への周知を図ります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

回答【法務・契約グループ】

下請取引の適正化に向け、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法を遵守するよう努めてまいります。

また、建設工事の契約時において、下請契約を締結するすべての元請業者に対し、施工体制台帳の写しの提出により下請状況の確認を行っています。加えて、中小企業庁が策定された「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成19年6月策定）及び国土交通省から通知された「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第276号）についても引き続き遵守します。

受注事業者には、今後も中小企業の公正取引の確立に向けて、下請2法等の遵守を契約締結時に口頭又は書面にて周知及び指導を行います。

【総合評価入札制度を導入している自治体】（東大阪市、柏原市、富田林市、河内長野市）

<補強>

(3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【総合評価入札制度を導入していない自治体】(上記以外)

<補強>

(4) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

回答【法務・契約グループ】

総合評価入札制度の導入については、現在の執務体制では評価体制の整備が困難であることや、実施に係る負荷を勘案し、現時点では考えておりません。

公契約条例については、1つの地方公共団体だけで取り組めるものではなく、国全体の施策として実施しなければ効果が出ないものであり、また、地方公共団体が条例の制定により法定の最低賃金を上回る支払い義務を課すなど、発注者の優位性をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾が生じることのない公契約法の制定について、今後とも国に要望します。

<新規>

(5) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について (東大阪市以外)

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

回答【農政商工グループ】

「小規模企業振興基本法」に規定されている地方公共団体の責務や関係者との相互の連携を図るため、中小企業に対する支援を「大阪狭山市総合計画」に位置付け、関係機関と連携して中小企業に対する振興を実施してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

回答【高齢介護グループ】

団塊の世代が75歳を迎える2025年度までに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関と連携・協力しながら進めております。

また、大阪狭山市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの提供体制の充実や、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、見守り体制の構築・強化と、認知症への理解促進を図り、高齢者支援のための体制づくりと市民への普及啓発を推進しております。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

回答【健康推進グループ】

本市では、特定健診や乳がん検診、子宮頸がん検診について、毎年受診できる体制を整え、受診率の向上に取り組んでいます。また、30歳から39歳までの女性を対象に乳がん（エコー）検診も実施しております。

大阪府が取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」につきましては、ポスターの掲示、パンフレットの配布、市広報紙への記事掲載等、市民への周知を図っております。また、健康まつり等の健康に関するイベントや運動講座などについて、アスマイルのポイント付与の対象となるようイベント登録を行い、市民への参加をすすめており、今後も継続して取り組んでまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

回答【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、働き方改革実行計画について、広報誌やホームページ等を活用しての情報提供、啓発に努めます。

<継続>

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

回答【健康推進グループ】

医療法に基づき、大阪府において「大阪府医師確保計画」及び「大阪府外来医療計画」が策定され、医師の地域偏在や診療科偏在の解消、地域における医療提供体制の確保に努めると示されております。また、一般診療所の新規開設者への地域医療の協力や医療機器新規購入・更新した医療機関への医療機器の共同利用について、大阪府において意向書の提出依頼を行い、医療関係者への自発的な地域医療への協力を求めていくとされております。本市といたしましても、大阪府南河内保健医療協議会や大阪府南河内医療・病床懇話会等において情報共有しながら、大阪府、近隣市町村と連携して医療提供体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

回答【高齢介護グループ】

介護職員の賃金改善、資質向上及び職場環境の改善を図るため、処遇改善加算が拡充されるよう、引き続き、国や府に対し要望します。

市においても、介護人材等の確保対策が適切に実施できるよう、大阪府等と連携を図りながら南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、「介護職員の育成・定着」にむけた支援を行っています。また、総合事業における緩和した基準による、サービス提供従事者研修を定期的開催し、その周知に努め幅広く介護人材の育成を図っております。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

回答【高齢介護グループ】

地域包括支援センターが持つ機能や役割が十分に発揮できるよう、人員体制の確保や連携強化を図り支援を行っています。また、身近な相談機関としての役割を強化するために、令和2年度にニュータウンサテライトを開設し、広報誌やホームページを活用し周知を行うとともに、地域の団体に出前講座を行う等、普及啓発に努めております。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

回答【保育・教育グループ】

本市では保育の受け皿の拡充については、これまで適切な集団規模での教育・保育を提供するため、保育所や認定こども園の整備に取り組んできております。しかし、待機児童の解消という点におきましては、事業所内保育施設や小規模保育施設等の家庭的保育事業も貴重な受け皿になると考えられ、今後、保育事業者等から本市での実施について相談があった場合には、状況に応じて適切に対応していくとともに、第2期子ども・子育て支援事業計画の今後の人口変動予測やニーズ調査の結果等に基づき保育の提供体制の整備に取り組んでまいります。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

回答【保育・教育グループ】

保育士等については適正な人員配置を行うとともに、引き続き会計年度任用職員制度の適正な運用に努めてまいります。

また、民間施設に対しては、処遇改善等加算等の適切な運用を徹底するとともに、令和3年度からは保育士の負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備にかかる補助を行い、保育体制の強化を促進してまいります。

なお、本市では定期的に園長会を開催し、市主催をはじめ各種研修の情報提供や意見交換を適宜行うとともに、現場の課題やニーズの把握に努め、民間保育事業者とも常に連携しながら保育の質の向上に努めております。

回答【放課後こども支援グループ】

放課後児童支援員については、円滑に事業運営が行えるよう人員の確保や適正な配置に努めるとともに、今後も本市の会計年度任用職員として、長く勤務できるよう労働条件の

改善や働きやすい職場環境づくりを推進します。

また、研修については、コロナ禍における新しい生活様式を徹底し、「密」を回避できる人数調整やそれに相応しい規模の会場確保を前提として、多様な現場ニーズに則した幅広い分野の講師などを招きながら、定期的かつ効果的な実施に努め、民間事業者も含めた放課後児童支援員の資質向上に継続して取り組んでまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

回答【保育・教育グループ】

病後児保育や延長保育などについては、需要に見合った実施体制であり、今後も第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って提供体制を確保し、実施施設に対しては今後も引き続き国基準に基づき適切に補助を実施してまいります。

<継続>

④子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

回答【生活援護グループ】

子どもの学習・生活支援事業については、貧困の連鎖を防ぐため平成30年度より実施しております。支援対象学年を当初の中学生から令和元年10月からは小学4年生～中学3年生までと拡充し、また支援対象者の要件を当初より緩和するなど、更に多くの子どもに対して支援できるようにしております。支援内容も居場所づくりに重きを置き、他児童、生徒とコミュニケーションを取ることでスキルアップに繋がっております。

また、不登校の児童も、学校には行けないが、当事業には参加するなどの結果も出ております。子ども食堂への支援策については、当事業の現状と子ども食堂の現状を考慮し、双方にとってより良い事業となる方法を検討してまいります。

回答【社会教育・スポーツ振興グループ】

子どもたちが健やかに生活できる環境整備を促進することを目的とし、「大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金」を昨年度7月に設立しました。

この補助金は、子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通し、安心して過ごせる居場所づくりを行う事業を実施する団体を支援するものです。

補助金の周知に努めるとともに、子どもの居場所づくりに関わる部署とも連携しながら団体の支援を行ってまいります。

回答【子育て支援グループ】

令和2年4月からの第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画の中に子どもの貧困対策の充実について柱立てし、教育支援、生活支援、保護者の就労・社会的自立に向けた支援、経済的支援の4つの視点から子どもの貧困対策の充実に向け、庁内部局が連携しながら施策展開をしているところです。

<補強>

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

回答【健康推進グループ】

本市では、子育て世代包括支援センターを子育て支援センター2か所と保健センターに設置しております。保健センターでは、助産師や保健師等の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、子育て支援関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供に努めております。また、平成30年度からは、産婦健診事業を開始し、医療機関と連携を図りながら、産後うつや新生児への虐待予防などにも取り組んでおります。

相談業務を担う専門職は、府等が開催するさまざまな研修に参加し、相談業務の専門性を高めております。

回答【学校教育グループ】

新型コロナウイルス感染拡大の影響による児童生徒・保護者の心のケアにかかる相談連絡先を、保護者あて通知文及び市ホームページで広く周知することで、虐待の未然防止と早期発見に努めております。また、相談の問い合わせがあった場合には、児童生徒・保護者の状況に合わせて、学校の教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会指導主事、特別教育相談員（大学教授等）らに対応できるよう、体制を整えております。

回答【子育て支援グループ】

オレンジリボン運動については、子育て情報アプリや広報誌、市ホームページをはじめ子育て支援拠点施設等で啓発を行っております。また、児童虐待防止月間には、市職員が率先してオレンジリボンをつけ市民へ啓発し、学校園を通じて保護者へ啓発チラシを配布しております。

市内4か所で実施している地域子育て支援拠点事業では、子育てに対する不安の解消や家庭での孤立を防ぐため、親子で気軽に楽しめるあそび場の提供や、子育て講座、子育て

相談などを行い、児童虐待防止に努めております。さらに、保護者と地域と行政をつなぐ市認定子育てサポーター事業や、保育・子育てコンシェルジュによる利用者支援事業などの実施により、子育て支援の充実に取り組んでいるところです。

今後も大阪狭山市子どもネットワーク協議会（要保護児童対策協議会）の連携を一層密にしながらか児童虐待の未然防止と早期発見に努めてまいります。

<新規>

⑥小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

回答【健康推進グループ】

本市を含む南河内南部3市2町1村が共同して運営負担を行い、休日・年末年始の昼間の広域小児急病診療体制を確保しております。また、夜間から早朝については、消防署に電話で当番病院を確認して受診できるよう小児の救急医療体制を確保しており、引き続き体制確保に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

回答【学校教育グループ】

少人数学級編制については、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学力向上や豊かな人格形成に向けた取組みをきめ細かく行っていくために、大切であると考えております。

今般、政府において公立小学校の1学級当たりの上限人数を令和3年度より5年かけて全学年で35人とする方針が決定されました。これを受けて、大阪府教育委員会は、これまで加配定数で35人学級を実施していた小学校2年生について、令和3年度は学級編制の標準を35人に引き下げ、基礎定数として措置することとしています。令和4年度以降も、小学校3年生、4年生と、順次基礎定数化が図られていくものと予想しており、市教育委員会としましても、今後国・府の基準に基づいた少人数学級編制を推進してまいりたいと考えております。

市教育委員会では、令和2年度内にタイムレコーダーによる勤務時間管理システムを導入し、客観的な勤務時間の管理を通して、教員の長時間勤務の是正に努めてまいります。また、本市の「学校における教員の働き方改善プラン」に基づき、引き続き電話の音声応答対応による勤務時間外の対応の軽減や、学校閉庁日やノークラブデーの設定による教員の年休取得促進に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

回答【学校教育グループ】

経済的に就学が困難な生徒が安心して学校に通うことができるようにすることは、非常に大切なことであるととらえており、市長会等を通じ国に要望します。また、大阪府にも機会をとらえて要望します。

なお、本市では教育の機会均等を目的とした「大阪狭山市育英金」の貸付制度を設けております。高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程へ進学を希望し、又は在学し、経済的な理由のために就学が困難な者を対象に、在学する高等学校等の最短就業年限の卒業期まで、月額最大12,000円の育英金を収入額に関わらず無利子で貸与し、延滞金も設けておりません。また、返済猶予についても制度を設けて実施しております。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の施行以前から、在日外国人等に対して差別や暴力を扇動するヘイトスピーチデモ等については、人権連続学習講座（ヒューマン・ライツ・アクト）や人権週間事業での講演会を開催するなど、様々な機会をとらえて、市民への啓発を行い共生社会の実現に取り組んでまいりました。法施行に伴い、より一層意識の高揚を図ることができる啓発を推進するとともに、市民の差別に関する相談については、人権担当職員が大阪府の人権相談員養成講座を受講し、相談員としてのスキルアップを図るなど、被害者に寄り添った相談に取り組めます。

条例制定につきましては、令和元年（2019年）11月1日に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されましたことから、同条例の主旨をふまえ、本市におきましても周知に努めつつ、府内市町村の取り組み事例の収集に努めてまいります。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題とし

て多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市町村一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では、男女共同参画推進センターにおける講座や職員研修を兼ねた人権協会の人権学習等において、性の多様性をテーマにした講座を実施してまいりました。また、男女共同参画推進プランの見直しにあたって、性の多様性に関する教育の推進を追加し、施策の充実を図っております。

今年度は全職員を対象に、当事者を講師に招いて行政における取り組みについての職員人権研修を実施しております。研修内容を踏まえ、市独自のパートナーシップ条例の制定や誰もが利用しやすい行政施設の環境整備については、令和元年（2019年）10月30日に施行されました「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び府、府内先進自治体の取り組みを踏まえ、本市事務事業等においても実効性のある取り組みを実行できるよう調査、検討してまいります。

<継続>

② 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

回答【人事グループ】

職員の採用試験は、標準職務遂行能力及び適正の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して、平等の条件で公開されなければならないものです。

職員採用試験において、「公正な採用選考」の趣旨を正しく認識し、採用活動を行うため、庁内向けに通知等を発信するなど、組織全体として更なる取組と意識の向上を図っております。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では毎年、6月の就職差別撤廃月間に広報誌で就職差別撤廃の啓発記事を掲載するとともに、ハローワーク、大阪狭山市企業人権協議会と合同で街頭啓発を実施しております。

また大阪狭山市企業人権協議会でも、年間を通して公正採用に関する研修やフィールドワークを実施し、大阪企業人権協議会やハローワークが実施する研修会への参加を呼びかけ、「人権リーダー養成講座」へは企業人権協議会加盟事業所から毎年複数人が参加しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により街頭啓発やフィールドワーク等は実施できませんでしたが、オンラインを活用した取り組みも検討しております。

「部落地名総鑑事件」への痛烈な反省から公正採用推進員制度が発足した歴史的経過からも、「部落差別解消推進法」施行に伴い、啓発物品などを活用し、企業をはじめ広く住民に法律の周知を図り、より一層の差別意識の解消にむけた人権啓発に取り組めます。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

回答【総合行政委員会事務局】

本市の各選挙の投票状況については、期日前投票所を設置して以来、市域の中心に位置する市役所内に設置した期日前投票所での投票者数は増加しているものの、選挙当日投票所での投票者数は減少傾向にあるため、現状の運営でおおむね妥当と判断しております。また、投票の秘密の確保、1投票所当たりの有権者数、地勢等を考慮したうえで投票所を設置している関係もあり、公募は考えておりません。

投票方法については、国や大阪府の動向を踏まえ、記号式だけでなく電子投票等においても調査、研究し、今後も投票者の利便性と投票率の向上に努めます。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

回答【企画グループ】

本市では、ふるさと納税制度を活用し、「大阪狭山市ふるさと応援寄附金」として、いただいた寄附金を、市が取り組んでいる各施策に活用しております。寄附金の用途については、寄附者に選択いただき、特定目的基金に積み立て運用しておりますが、令和2年度には「子育て支援に関する事業」「新型コロナウイルス感染症等対策に関する事業」を追加するなど、寄附者の要望に沿い、選択肢の拡充にも取り組んでいるところです。

地域活性化に資する取組みについては、通常の予算でも確保に努め、大阪狭山市ふるさと応援寄附金については、多くの皆様に本市を応援していただけるよう、今後も運用してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

回答【生活環境グループ】

本市では平成26年度に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない地域社会の実現をめざして、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、市民で構成する「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」を設置するなど、市民、事業者の皆さまと協働でごみの削減に取り組みました。その結果、近年ではごみの排出量も次第に減少に転じております。

また、「食品ロス」について、啓発チラシの配布・講演会や啓発映画上映会の実施等の啓発活動を行ってきました。今後も「3010運動」等の周知など、新たな取り組みも行い、ごみの排出抑制と循環型社会の形成の実現を目指します。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

回答【福祉グループ】

大阪狭山市社会福祉協議会においてフードバンクと契約を締結しているため、市に食事の緊急支援の相談があった場合には、迅速に対応ができるよう同協議会との連携体制を図っております。

<継続>

(3) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。

回答【生活環境グループ】

本市では平成26年度に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、市民や事業者に対してごみの分別やリサイクルを行うにあたり、市広報誌やイベントなどを通じて情報発信を行い、市民で構成する「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」との協働で「レジ袋削減」に関する市民への啓発活動に取り組んでまいりました。

また、「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」につきましては、2019年6月25日に宣言を行いました。清掃ごみの多くが街中や山中等の河川を通じて海中へ運ばれることから、市内のイベントでリユース食器使用やエコバックの配布などを行いました。今後もプラスチックごみ削減の取り組みを進めてまいります。

<継続>

(4) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして

は、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

回答【農政商工グループ】

本市消費生活センターでは、消費者への情報提供や注意喚起については、市民を対象とするだけでなく、高齢者や障がい者、またその介添者、学校教職員等を対象としたセミナーを行ってまいります。

<補強>

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

回答【防災・防犯推進室】

高齢者を狙った特殊詐欺、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺被害の防止対策として、自動通話録音装置の無償貸与や広報誌・ホームページによる注意喚起を行うとともに、黒山警察署をはじめ、地域の防犯活動団体などと連携しながら、啓発活動に努めております。

回答【高齢介護グループ】

特殊詐欺などの犯罪被害防止のために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会等と連携して、市民に対して周知を図り注意喚起に努めております。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

回答【土木グループ】

市内3駅のバリアフリーの整備促進につきましては、鉄道事業者と協議を行い、エレベーター設置や内方線設置などの対策を行ってまいりました。

本市では、「大阪狭山市鉄道駅バリアフリー化補助金交付要綱」を制定しており、平成30年度には南海電鉄が実施した内方線設置工事にも補助を行っております。

今後も引き続き、バリアフリー化施設の維持管理や補修について鉄道事業者と協議を行

ってまいります。

<新規>

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

回答【保育・教育グループ】

本市におきましては、保育所等の子どもが散歩等の園外活動で利用する公園やそれまでに至る経路等について点検を行い、必要な箇所については道路管理者により順次、交通安全対策を講じているところです。

「キッズゾーン」の設定については、これらの調査結果や交通量等を勘案し、今後、対象となる保育所等や関係機関の意見も聴きながら、必要に応じて候補箇所の選定を進めてまいります。

<新規>

(3) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

回答【福祉グループ】

市内の地区福祉委員会において、地域課題の共有・解決に向けて各種事業を実施しており、その活動の一部に買い物支援等も含まれているため、市と大阪狭山市社会福祉協議会と連携してこれらの活動の支援を実施しております。

回答【高齢介護グループ】

本市では、高齢者の生活支援介護予防サービスの充実強化を目的として、生活支援コーディネーターを中心とした地域住民等の多様な関係者で構成する地域づくり協議体を設置し、高齢者の生活支援サービスの提供方法などについて検討を進めております。一部の地域においては、買物や、移動販売への取組を開始し、高齢者の買物や外出支援を含めた取組をモデル的に進めており、本市のおかれている状況に合った高齢者の買物や外出につながる支援策を推進しております。

回答【土木グループ】

本市では、交通弱者の支援策として市循環バス事業を実施しており、市内の交通アクセスの空白地を補完し、誰もが手軽に市内公共施設等を利用できる交通手段として運行しております。

また、今年度においては公園を利用した公民連携による移動販売車の社会実験を実施しております。さらに、この社会実験において、利用者のアンケート調査を行っており、市民ニーズを把握したうえで、買い物弱者といわれる高齢者支援や地域商業の活性化策など様々な事業展開を検討してまいります。

<新規>

(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

回答【経営企画グループ】

令和3年4月1日より、本市水道事業は大阪広域水道企業団と統合を予定しており、企業団の技術力や組織力を活用し、よりスリムで効率的な組織体制を目指します。

さらに、大阪広域水道企業団との経営統合を検討する際に、地域住民に対して説明会を開き、メリット及びデメリットについて住民理解を得られるよう努力を行っております。

また、現在本市水道事業では、水道施設運営権（コンセッション）方式を採用していませんが、大阪広域水道企業団との経営統合後も、将来の水需要予測や経営シミュレーションに基づき、安全・安心な水道水の供給に努め、公平公正で透明性のある事業運営を行います。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

回答【防災・防犯推進室】

防災マップの配布や定期的な防災関連の市民向けの講座により啓発活動するとともに、災害発生時には災害対策本部にて災害関連情報を集約しホームページに掲載するなど、市民にとって見やすくわかりやすい情報発信に努めております。

また、緊急時には同報系防災行政無線、緊急速報メール、状況によっては広報車等で確実な情報伝達に努めております。

コロナ禍での災害発生時における避難所での感染症対策に万全を期すため、段ボールベッド、パーティション、体温計等の物資を充実させるとともに、災害協定の締結などにより、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携を図っております。

避難行動要支援者については名簿を作成し、平常時から自治会や自主防災組織、民生委

員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、避難行動要支援者の状況・所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備するとともに、地域主催の防災訓練の支援をしております。

コロナ禍における新たな防災計画については、「避難所運営マニュアル」に「新型コロナウイルス感染症対応編」を追加するとともに、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画の改定内容を踏まえて、検討を進めます。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

回答【防災・防犯推進室】

自主防災組織へ救出・救護用防災資機材の無償貸与や防災資機材・防災活動に対する補助、地域主催の防災訓練の支援をしております。

帰宅困難者については、大阪府や鉄道事業者等と連携し、発災時の安全、円滑な帰宅困難者支援対策確立に向け、発災直後の一斉帰宅の抑制、災害が落ち着いた段階での帰宅支援方法などについて検討を進めます。

回答【消防本部総務グループ】

大規模災害発生時に消防団が速やかに参集し、適切な活動を実施ができるように、平時から大規模災害発生を想定した訓練を実施し、各消防団員の知識・技術の向上に努めております。

また、消防団が協力して活動できるよう自主防災組織等との交流を図り、大規模災害発生時の協力体制を強固にしていまいります。

<補強>

(7) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

回答【防災・防犯推進室】

発災時における安否確認及び参集状況を迅速に把握し、動員計画に基づいた災害応急対策体制の確実な整備を行うことを目的として、安否確認サービスを利用した職員安否確認訓練を定期的に行い、人員体制の確保に努めております。

また、自治体間の連携については、自宅から徒歩又は自転車で参集可能な大阪府職員を緊急防災推進員として受け入れることや近隣市町村と災害相互協定を締結しており、日頃から情報交換を行い、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、連携強化を図っております。

<継続>

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

回答【防災・防犯推進室】

洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域の情報を明示した防災マップを作成し被害の防止対策の啓発に努めております。

回答【土木グループ】

本市では、予測不可能な風水害の対策として、道路の舗装状態や側溝などの点検及び清掃を定期的に行い、災害の未然防止に努めております。また、大雨による住宅等への浸水を防ぐために、今後も順次側溝の改修や横断側溝の整備等を進めてまいります。

なお、令和元年8月19日に甚大な水害をもたらした大雨に関しては、検証調整会議を関係グループで実施し、危険度が高いとみられる箇所を特定し、雨水対策について協議を進めております。

今後につきましても、関係グループと連携しながら災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

回答【農政商工グループ】

近年発生している集中豪雨に対し、梅雨時期前には水路点検箇所の確認や清掃を実施するとともに、雨雲レーダーで情報を収集し降雨量が多くなる前に水門やゲートの切り替えを行い、地域の水害対策を実施しております。

ため池につきましても、一部の池が一定基準の堤高や貯水量により水防ため池と位置づけられており、梅雨時期前には大阪府とともに点検調査として現地確認を行い、ため池の維持管理やため池としての機能の状況を点検し、自然災害による堤体決壊を事前に防止する取組を行っております。

また、水防ため池につきましても、ため池ハザードマップを順次作成しており、万が一堤体決壊に対する災害に対し、地域住民への情報提供を行い、防災意識を高める取組を行っております。

回答【下水道グループ】

雨水対策につきましては、時間雨量47.6mmを整備基準と定め、浸水被害を生じさせない対策を優先箇所から計画的に進めております。

また、気象の変化により頻発する局地的な集中豪雨等に備えるべく、予防保全として側溝・水路の清掃、ゲートの開閉点検等の水防巡視点検を実施するとともに、気象警報発令時には、参集・待機などソフト面での対策を図り、被害軽減に努めております。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

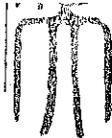
大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

回答【防災・防犯推進室】

大阪府から発表される広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」をホームページに掲載するなど、周知・理解促進に努めております。

災害発生時には、新型コロナウイルス感染防止を図りながら、避難所の迅速な開設・運営を地域とともに対応してまいります。





大 狭 市 相 第 5 0 号
令和3年(2021年)2月12日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
連合大阪河内地域協議会
議長 鳥井一雄様

大阪狭山市長 古川 照



新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算要請について (回答)

標記の要請について、下記のとおり回答します。

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

回答【健康推進グループ】

大阪府において、かかりつけ医等の身近な医療機関にて相談・受診し、検査を受けられる「診療・検査医療機関」の体制整備がされております。医療物資につきましては、国が構築しているシステム等を運用し、医療機関へ優先的に供給される仕組みが構築されています。本市におきましては、市内医療機関にマスクの配布を行いました。

また、大阪府において、医療機関などクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる特定の集団などについては、幅広い対象に積極的に検査を行っていく体制を整備されていると聞いております。

医療体制の強化等について、市長会等を通じて、国・大阪府に対し、要望を行ってまいります。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設(ホテル等)では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線(ゾーニング・区分け)の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管

理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

回答【健康推進グループ】

新型コロナウイルス感染者の宿泊療養施設の確保や体制整備につきましては、大阪府において取り組まれているところです。療養体制整備の強化が図られるよう、国・大阪府に必要時要望してまいります。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業（労働者）への支援について

① PCR検査の拡充、及び必要物資の供給

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

回答【健康推進グループ】

大阪府において、クラスター連鎖が生じやすい高齢者施設の職員や入所者が少しでも症状があればスマートフォンやインターネットから検査申し込みができるよう、スマホ検査センターを開設し、検査体制の整備が図られているところです。

本市では、対面での業務を行う介護、福祉、保育、子育て分野等事業所へのマスクの配布を行いました。また、介護サービス事業所で利用者のケアに必須である使い捨て手袋を配付し、介護サービス事業所のサービスの継続を支援しています。あわせて、万一の市内介護サービス事業所等での新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に備え、感染症対策物品の備蓄も行っているところです。

回答【農政商工グループ】

本市では、事業者支援として、感染防止対策に係る消耗品及び備品の購入又は設備の設置に係る経費として5万円以上の支出があった事業者（売上減少の要件有り）に5万円を支給しました。

② 保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

回答【高齢介護グループ】

介護施設等の社会福祉施設は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。感染防止に向けた取組を徹底する観点から、職員が新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、基本的な感染症対策を進める等、事業所への周知を図るとともに、国や大阪府と協力し事業継続を支援しております。

回答【保育・教育グループ・放課後こども支援グループ】

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれるため、日常的に基本的な対策の徹底に加えて感染リスクの高い活動の回避など、状況に応じて感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、持続的に保育及び放課後児童健全育成事業等を提供できる体制の維持に努めてまいります。

また、公定価格や補助金の取扱いにつきましては、国・府の基準等に基づき適切に運用してまいります。

③介護サービス提供体制の強化

介護事業所でクラスター発生や家族が感染し、利用者が濃厚接触者となった場合の対応について、代替えサービス等のサービス提供がスムーズに行えるよう居宅介護支援事業所との連携を強化し体制を整えること。また、コロナ感染拡大によるサービス利用自粛者のADL（日常生活動作）低下が進まないための対策を講じること。加えて、介護事業所の利用控えが続かないよう、利用再開に向けたガイドライン、及び施設での面会や外出の制限についてもQOL（クオリティ オブ ライフ）向上に向けたガイドラインを策定すること。

回答【福祉グループ】

家族が感染して要支援者が濃厚接触者となり、現状利用のサービスが利用できなくなる場合に代替えサービス等の提供がスムーズに行えるよう、サービス提供事業所及び大阪府と連携を強化します。

回答【高齢介護グループ】

介護事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備えて、国においては、職員基準の臨時的な取り扱いについて定め、柔軟な対応を可能としているところです。また、大阪府と市で連携し応援職員の派遣や衛生物品の支援の仕組みを構築しております。

利用者のフレイル予防につきましては、チラシやDVDの配布、家庭でできる体操動画を公開するなど、高齢者の運動不足の解消や健康づくりを支援しています。今後も、感染症の状況を注視しながら介護事業所と高齢者の支援に努めてまいります。

④感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した方や対策に携わった方々等に対する偏見や差別、インターネット・SNS上における誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が発生しています。本市では、一人ひとりが人権の視点に立った行動を心がけるよう、広報誌やホームページ、SNS等での啓発や各機関の相談窓口の周知強化に努めているところです。

各種相談窓口を記載した「STOPコロナ差別！！STOPコロナいじめ！！#正しい理解を#差別はやめよう」の啓発チラシとポスターを独自に作成し、市内公共施設や小中学校に掲示しています。また、同様の内容を印刷したクリアファイルを人権啓発活動堺・南大阪地域ネットワーク協議会との共催で1万3千枚作成し、小中学校及び府立高校の児童生徒全員、市人権協会会員団体へ配布しましたほか、市内全グループでの活用を呼び掛けています。啓発ポスターにつきましては、市民活動や事業活動でも利用いただけるよう市ホームページでデータを公開しています。

不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることを防ぐよう、引き続き、市民に対して、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いするとともに人権啓発活動と連動した相談活動の強化に努めてまいります。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」の改正でパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務づけられたことに伴い、厚生労働省が公表した「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（いわゆるパワハラ指針）」についての周知に関しては、大阪狭山市企業人権協議会加盟事業所に対し、令和2年6月1日施行の法改正にも対応した啓発映像資料の貸し出しを行っているほか、大阪企業人権協議会やハローワークが実施するパワーハラスメントに関する研修等への参加を呼びかけています。今後も引き続き、周知してまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

回答【防災・防犯推進室】

休業要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき、

都道府県対策本部長である都道府県知事が感染症対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときに要請されます。本市では大阪府知事の要請内容を踏まえて、本市新型インフルエンザ等対策本部会議(新型コロナウイルス感染症関連)にて協議の上、決定し、広報誌、ホームページなどを活用し、周知に努めています。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

回答【農政商工グループ】

大阪府や市商工会などと連携し、市内の事業者などへ、労働者の雇用等に関する中小企業への支援策や制度を周知するよう努めます。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

回答【農政商工グループ】

事業継続の支援については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い深刻な影響を被った事業者の経営継続を目的とする「休業要請支援金事業」の実施や「新しい生活様式」に対応した感染症防止対策の取組を支援する「新しい生活様式」導入補助事業を実施しました。今後は大阪府や市商工会などと連携し、市内の事業者等へ、ホームページ、広報誌をとおして雇用継続と事業継続に関する支援策や制度を周知するよう努めます。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

回答【生活援護グループ】

コロナ禍により不利益を被り、生活が困窮された方に対しては、生活サポートセンターで相談体制を整え、自立支援相談や家計相談、就労支援、住居確保給付金の受付等を行っております。

生活サポートセンターについては、市の広報で毎月情報のページに記載しており、ホームページの掲載、図書館等の市施設や一部民間の店舗に生活サポートセンターのチラシを配架し、周知を図っております。

回答【農政商工グループ】

失職・失業・倒産などで相談に来られた人に対して、就労に関する情報提供などを行い、相談者の相談内容に応じて適切な対応ができる関連部署への誘導・連携を図ることで、相談体制の強化に努めます。

(4) エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

回答【農政商工グループ】

労働者の安全確保については、大阪府や市商工会などと連携し、国の制度や支援メニューについて、市内の事業者等への支援策や制度の周知に努めます。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

回答【教育総務グループ】

市立小学校及び中学校に対しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、手洗い石けんや手指消毒剤のほか、施設や設備の消毒作業に必要な消耗品を購入するために必要な予算の確保を行っております。

また、教育現場からの意見を聞く機会を設け、現場のニーズの把握に努めながら、環境整備に努めてまいります。

回答【学校教育グループ】

新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、国事業「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」を活用し、児童生徒の学習保障に必要な物品を確保しております。

回答【保育・教育グループ】

マスクや消毒液等の感染症対策に必要な消耗品等については、国・府の補助金等を活用し、適宜購入しており、民間施設等に対しても購入経費の補助を行うとともに、国の優先供給スキーム等も活用しながら、引き続き必要数の確保に努めてまいります。

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

回答【学校教育グループ】

新型コロナウイルス感染症対応にかかる修学旅行のキャンセル料については、本市独自の「修学旅行等支援補助金事業」により、児童生徒の保護者の負担が生じないよう取り組んでおります。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

回答【学校教育グループ】

新型コロナウイルス感染症対応にかかる児童生徒の学習保障と教員の負担軽減を目的として、国の補助金を活用した「スクールサポートスタッフ事業」及び「学習支援員事業」を実施しております。スクールソーシャルワーカーについては、府の補助金を活用して、市内に4名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応できるようにしております。

